



第42号

# 商工会通信

発行

有明町商工会

令和2年3月

## 伴走型支援事業の報告

「伴走型小規模事業者支援推進事業」とは、国の補助金を活用しながら、小規模事業者の持続的な発展を支援する事業です。本年度は下記の事業に取り組みました。

### ・事業計画策定支援

7件の小規模事業者に対して実施。  
中小企業診断士と協力して、「企業概要」「経営上の問題点」「顧客ニーズと市場の動向」「提供する商品・サービスの強み」「経営方針・目標」「今後のプラン」の6項目についての分析を実施。

また、当支援を通じて、「経営力向上計画」「事業継続力強化計画」等の法認定の申請、「小規模事業者持続化補助金」「ものづくり補助金」等の補助金ニーズの掘り起こしにつなげることが出来ました。

令和2年度につきましては、「事業計画策定支援」と「展示商談会、物産展への出展支援」に取り組む予定です。当事業の活用を希望される小規模事業所におかれま

しては、商工会までご相談ください。



## 持続化補助金のお知らせ

「小規模事業者持続化補助金」とは、小規模事業者等が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組み費用の2/3(下限50万円)を補助する制度です。販路開拓のための設備投資、看板作成、改装、HP作成等に活用できます。

今年度の応募締切スケジュールは以下のとおりで、事業実施期間はそれぞれの締切日から約10カ月間です。

- ・第1回 令和2年3月31日(火)
- ・第2回 令和2年6月5日(金)
- ・第3回 令和2年10月2日(金)
- ・第4回 令和3年2月5日(金)

持続化補助金の活用をご検討中の場合、お早めに商工会までご相談下さい。



## ものづくり補助金のお知らせ

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」とは、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援する制度です。

補助率は1/2又は2/3、補助金額は100万円～1000万円。

今年度の応募締切スケジュールは以下のとおりで、事業実施期間はそれぞれの交付決定日から10カ月以内です。

- ・1次 令和2年3月31日(火)
- ・2次 令和2年5月
- ・3次 令和2年8月
- ・4次 令和2年11月
- ・5次 令和3年2月

ものづくり補助金の活用をご検討中の方は、お早めに商工会までご相談下さい。



## 「コロナウイルス対策融資等のご紹介」

### ①セーフティネット保証

セーフティネット保証とは、経営の安定に支障が生じている中小企業者を一般保証(最大2.8億円)とは別枠の補償の対象とする資金繰り支援制度です。

市町村の認定を受けた後に希望の金融機関又は最寄りの信用保証協会に申し込みます。

また、セーフティネット保証第4号の認定を受けた事業者は、「持続化補助金」申請時に加点されます。

### ・セーフティネット保証第4号

幅広い業種で影響が出ている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証(売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合)。

3月2日に全都道府県を指定。

### ・セーフティネット保証第5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証(売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合)。

3月6日に宿泊業、飲食業など40業種を追加指定し、現在192業種が対象。

### ②日本政策金融公庫の融資制度

・セーフティネット貸付の要件緩和

2月14日より、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象になっております。上限480万円。

### ・新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症による影響を受けて一時的な業況悪化した事業者が対象。当初3年間は基準金利▲0.9%となります。また、一定の基準を満たす場合には、利子補給が実施予定。別枠600万円。

### ・環境衛生激変対策特別貸付

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店等が対象。基準金利は1.91%。ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方は▲0.9%。別枠100万円(旅館業300万円)

### ・マル経融資の金利引き下げ

新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため当所3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引き下げ。別枠100万円。  
※3月17日現在の情報です。

## 長崎県の最低賃金のお知らせ

最低賃金件名		最低賃金額(1時間) 効力発生日
長崎県最低賃金		<b>790円</b> 令和元年10月3日
特定最低賃金	はん用機械器具、 生産用機械器具製造業	<b>875円</b> 令和元年12月7日
	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	<b>833円</b> 令和元年12月27日
	船舶製造・修理業、 船用機関製造業	<b>875円</b> 令和元年11月29日

お問い合わせ先  
厚生労働省長崎労働局賃金室 TEL095-801-0033

高年齢労働者も雇用保険料納付が必要になります

令和2年4月1日からは、高年齢労働者(注)についても、他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となります。  
(注)保険年度の初日(4月1日)において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方。

## 「国の教育ローン」のご紹介

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校大学等に入学者・在学するお子さまをお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

### ◎ご融資額

お子さま一人につき350万円以内

### ◎金利 年1.66%

### ◎ご返済期間 15年以内

※母子家庭の方などは1.26%

### ◎HP 「国の教育ローン」で検索

### ◎お問い合わせ

教育ローンコールセンター

0120-008656(ナビダイヤル)

または03(5321)8656

## 区分経理処理をお願いします

昨年10月1日の消費税率10%への引上げと同時に軽減税率8%が導入され、2種類の税率が混在しております。

消費税の確定申告書を作成する際には、売上・仕入・経費について、税率を区分して正確に記帳する必要があります。

現在は売上100万円未満の免税事業者でも、インボイス制度の導入で多くの事業所

が課税事業者になることが予想されます。この機会に正確な記帳をお願いします。



## 65万円の青色申告特別控除の適用要件が変わります

平成30年度の税制改正に伴い、青色申告特別控除が55万円に改正されます。ただし、電子申告又は電子帳簿保存を行うことで、引き続き65万円の青色申告特別控除が受けられます。また、基礎控除が38万円から48万円に引き上げられます。両改正共に令和2年分以降の所得税の確定申告において適用されます。



## 事務局体制変更のお知らせ

令和2年4月1日より、事務局長が廃止

され、旧経営指導員1名、旧経営支援員1名、パート職員1名の合計3名の体制となります。

事務局体制変更後も従来通りの会員サービスを継続する予定ですが、一部の業務につきましては、縮小若しくは廃止となる可能性もございます。一例として、例年10月20日頃に開催しておりました「アリアケフェスタ」につきましては、昨年12月12日開催の理事会で協議した結果、アリアケフェスタの事務局については、人的・予算的な制約のため関わる事ができなくなるため、商工会に代わって事務局を引き受けることが承認されました。

会員の皆様には、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力につきまして、よろしく申し上げます。

## 「コロナウイルス」への対応について

今般の新型コロナウイルス感染防止の観点から、長崎県商工会連合会より3月中の理事会等の会議について自粛するよう要請がっております。本会におきましても、3月23日に開催予定であった理事会を中止しております。

4月以降につきましては、現在のところ

未定ですが、やむを得ず延期または中止等の対応を行わざるを得ないケースも予想されます。例年5月20日頃に開催しております総会並びに懇親会につきましても、方針が決まり次第お知らせいたします。会員の皆様にはご理解とご協力に付きまして、よろしくお願い申し上げます。

### 労働保険年度更新手続きのご案内

4月15日からの受付を予定しておりますので、以下をご準備ください。

- ・賃金台帳(平成31年4月1日～令和2年3月31日分)
- ・事業所のゴム印、印鑑
- ・記入者の認印
- ・賃金支払状況一覧表
- ・一括有期事業一覧表

商工会へ年度更新手続きを依頼されている事業所には、個別に案内文書を発送いたしますので、指定日にご来会下さい。

なお、新型コロナウイルス感染症防止対策の影響で日程等が変更になる場合もございます。



### 国民年金基金のご紹介

・国民年金基金は、国民年金に上乗せして税金の優遇を受けながら掛金を積み立て、厚生年金並みの年金が受け取れる自営業者やその家族のための年金です。

・加入できるのは、国民年金に加入している第一号被保険者の方、60歳～64歳で国民年金に任意加入している方が加入できます。

・制度の特徴は、税金が安くなり大変お得です(掛金は全額「社会保険料控除」出来ます)。

・受け取る年金も「公的年金等控除」の対象で、遺族一時金は非課税です。

・終身年金が基本で、万一時はご遺族に一時金(B型を除く)が支払われます。

・受け取る年金は終身変動せず、掛金は「一時お休み」や20目の「減口・増口」ができます。

### 退任のご挨拶

この度、令和2年3月をもって退職することになりました。商工会は3年間の勤務でしたが合併商工会と単独商工会という2通りの濃い経験をさせてもらい大変お

世話になりました。

商工会の合併につきましては、検討会議や会員の皆様のアンケート結果などにより、単独で維持することが総会でも承認されました。ただ職員定数の減少は決定されていたとはいえ、今まで通りとはいかない面も予想されますので、役員はじめ会員の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

私は退職しますが微力ながら今後地域の発展に貢献できればと願っています。業務の推進にあたっては、何より役員はじめ関係者の皆様のご支援をいただいたことに感謝申し上げます。会員及び関係各位のご健勝とご多幸を心から祈念申し上げます。

事務局長 村井利久

### 令和2年3月15日現在の金利情報

#### ◎日本政策金融公庫

普通貸付(基準金利)

担保不要の場合 2.16%~2.35%

担保提供の場合 1.21%~2.00%

マル経 1.21%

教育ローン 1.66%

#### ◎商工貯蓄共済融資資金制度

積立範囲内 0.975%~1.21%

積立範囲外 1.21%

#### ◎島原市中小企業振興資金 1.80%